豊島区　エコアクション２１
令和３年度環境活動レポート
（令和３年４月１日～令和４年３月31日）

SDGs未来都市豊島区

TOSHIMA International City of Arts & Culture

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

発行日　令和４年10月１日
東京都豊島区

目 次

はじめに・・・

はじめに

❒ エコアクション21とは

エコアクション２１は、全ての事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。

エコアクション２１ガイドラインに基づき、取組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション２１認証・登録制度です。

❒ 環境活動レポートの位置づけ

豊島区では、区民誰もが幸せを実感できる健やかで美しく豊かな環境を、未来の世代へ継承することができる地域社会（環境都市）を目指した「豊島区環境基本条例」に基づき「豊島区環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。

この計画を効果的、効率的に推進していくため、エコアクション２１の環境経営システムを取り入れ、ＰＤＣＡサイクルを基本とした継続的な環境への取組みを進めていくとともに、その結果を環境活動レポートとして作成・公表していきます。

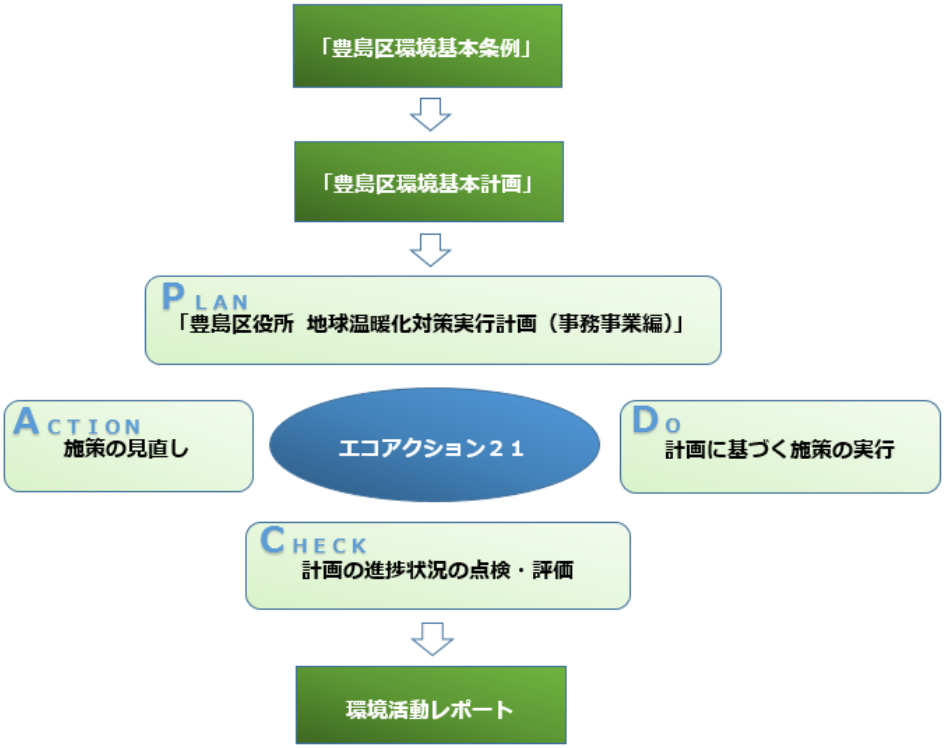

1　環境経営方針

１－１　基本理念

豊島区は日本一の高密都市であり、まちの活力を維持しながら、低炭素社会に向けた取組みを推進し、環境への負荷を最大限減らす都市をつくることが私たちの責任といえます。

今日、温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化等の環境問題は、国や地域を越えた人類共通の課題となっています。 2021 年 10 月、 環境省は「地球温暖化対策計画」を改定し、国は、温室効果ガスを 2030 年度までに 2013 年度比で 46%の削減を目指すという高い目標が掲げられました。

この計画を踏まえ、「環境負荷の低減と都市の活力が両立する高密都市」の実現に向け、自らが地域の一事業者として、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全などの環境課題に積極的に取組んでいきます。

令和４年１０月１日
豊　島　区　長　　高　野　之　夫

１－２　行動指針

全職員が、環境経営方針や環境経営目標を認識し、積極的に環境に配慮した行動を実施していきます。

また、環境に関する法令等を順守し、「エコアクション２１　豊島区役所　環境マネジメントシステム」を通じて環境配慮行動の継続的な改善を進め、その結果を公表します。

１．CO_2削減・省エネ行動

全職員が各職場で使用するエネルギーについて常に関心を持ち、電気・ガス使用量の削減や自動車燃料使用量の削減等に取組みます。また、環境配慮型公共施設の整備や再生可能エネルギーの導入により、積極的・計画的にCO_2削減に努めます。

２．５Ｒの推進・紙の使用量の削減

従来の「３Ｒ：リデュース（減量）＋リユース（再利用）＋リサイクル（再資源化）」にリフューズ（購入しない）＋リペア（修理）を加えた「５Ｒ」を推進し、廃棄物を限りなく抑制し、リサイクル率を 100%に近づけていきます。また、裏紙使用やシステム等の活用によるペーパーレス化により、紙の使用量の削減に努めます。

３．区有施設への新電力の導入

区有施設へ排出係数の低い新電力の導入を検討し、CO_2 排出量の削減に努めます。

４．グリーン購入の推進・環境配慮契約の導入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入します。また、契約においては、価格に加えて環境性能を評価し、総合的に優れた物品や役務等を供給する者を契約相手としていきます。

１－３　各部の環境経営方針及び組織図

エコアクション２１の取組みを組織的に進めるため、区の環境経営方針に基づき、各部局の業務特性を踏まえた部局ごとの環境経営方針を策定

政策経営部
✤ 環境都市づくりの実現を目指し、環境に配慮した政策の積極的な推進に取り組む。 ✤ 会議やミーティングについては①可能な限りオンライン②回数の削減③時間の短縮④ペーパレスに勤め、省エネルギーを意識して業務を遂行していく。 ✤ 職員の環境意識をより高めるための啓発を図るとともに、５Ｒの推進に努める。
✤ 総務部
✤ 常に省資源・省エネルギーを意識し、節電の徹底により電力使用量を削減します。 ✤ ペーパーレス会議を推進し、紙使用量を削減します。 ✤ 環境配慮に関する職員の意識を高めます。
✤ 区民部
✤ 冷暖房の抑制や不要な照明の消灯など、節電に努め、電気使用量を削減します。 ✤ 裏紙印刷・N アップ印刷やペーパーレス会議（オンライン化）を推進し、紙資源の節約を図ります。 ✤ 事務用品等は品質や価格だけで購入するのではなく、より環境負荷の低い製品やサービスを取り入れるよう努めます。

✤ 文化商工部
✤ 空調や照明の節電に取り組むことにより、電気使用量の削減に努めます。 ✤ 裏紙印刷・N アップ印刷やペーパーレス会議（オンライン化）を推進し、紙資源使用量を削減します。 ✤ 事務用品等は価格や品質だけで購入するのではなく、環境負荷の少ない製品やサービスを取り入れるよう努めます。
✤ 環境清掃部
✤ エコバックやマイボトルの利用等を徹底するなど、職員一人一人が省エネ・省資源に向けた率先的な取り組みを通じて、区職員への啓発を行います。 ✤ プラスチックの使用を極力抑制する。代替品のない場合は、再生可能な製品等、環境に負担の少ないものを選択します。 ✤ グリーン購入の積極的な取り組みを進めるとともに、ごみ等の排出規制に努めます。
✤ 保健福祉部
✤ 区役所が来庁者にとって快適な空間となるよう温度や照明を調整しつつ、省エネルギーや CO２削減を推進していく。 ✤ すべての人が情報を受け取ることができるよう配慮しつつ、限りある紙資源を有効活用するため DX 化を推進していく。 ✤ ５R やグリーン購入の推進により、環境負荷の低減を図る。
✤ 保健福祉部（池袋保健所）
✤ 照明・ＯＡ機器・空調等を使用する際は、節電・省エネを心掛ける。 ✤ 廃棄物の抑制と、リサイクル率の向上。 ✤ ペーパーレス化の徹底による紙使用量の削減と、環境に配慮したグリーン購入の励行。
✤ 子ども家庭部
✤ 空調や照明の節電に取り組むことにより、電気使用量を削減します。 ✤ 印刷する資料を事前に精査しペーパーレス化を図り、紙資源使用料を削減します。 ✤ 事務用品や消耗品については、環境負荷の少ない製品を購入するように努めます。
✤ 都市整備部
✤ 裏紙印刷・N アップ印刷やペーパーレス会議（オンライン化）を推進し、紙類使用量の削減に努めます。 ✤ 職員の環境配慮技術等への関心を高め、節電・省エネに取り組みながら業務にあたります。 ✤ 環境負荷の軽減を目指して、建築物及び土木施設の建替えや改修に際し、省エネルギー化を促進するとともに、長寿命化に向けての意識啓発を積極的に行います。

✤ 会計管理室
✤ 業務におけるペーパーレス化や、冊子類の作成部数の見直しなどにより、紙使用量の削減に努める。 ✤ 省エネに関する職員の意識啓発を図り、こまめな消灯などを通じて節電に取り組む。 ✤ 基金の運用を通じて、環境政策への貢献に努める。
✤ 教育部
✤ 児童・生徒・園児の SDGs 達成に向けた取り組みや、地球環境への関心を高めるため、高密都市ならではの都市型環境教育を推進します。 ✤ 教育委員会事務局・小中学校・幼稚園及び子どもスキップのすべての職員が省資源・省エネルギーを強く意識し、電気・ガス使用量の削減やグリーン購入の推進、紙使用量の削減などの環境に配慮した行動を実行します。 ✤ 学校改築・改修等を実施する際には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入を積極的に推進します。
✤ 選挙管理委員会事務局
✤ 裏紙使用や N アップ印刷の活用、ならびにマニュアルを職員ポータルに掲載する等によるペーパレス化を推進し、印刷量削減に努める。 ✤ 事務室の空調の冷暖房抑制や不必要な照明の消灯を促進し、省エネルギー化に取り組む。 ✤ 選挙執行および平常時に使用する資材について、必要性の考慮、環境負荷が少ないものを選択するグリーン購入を行う。
✤ 監査委員事務局
✤ 冷暖房の抑制や不要な照明の消灯など、節電に努める。 ✤ 紙の使用量の抑制に努める。 ✤ 物品の購入はグリーン調達を基本とする。
✤ 区議会事務局
✤ 区議会定例会中を除き、週に２日間のノー残業デーを徹底する。それ以外の日もできるだけ計画的に業務をすすめ、時間外勤務を減らす。昼休みや時間外勤務時には事務室内も必要箇所以外の電灯を消灯するように努める。 ✤ 事務局内の打合せはペーパーレス化を進めるとともに、紙で確認が必要な場合は裏紙使用を心がける。紙資料はできるだけ１ページにまとめるように工夫し、複数ページになる場合は両面コピーをするなど、紙資源の削減をする。 ✤ 事務室の空調の設定温度を夏季は２８℃、冬期は２０℃を目安とし、会議室の使用前後の空調使用時間も短縮するように努める。

令和3年4月1日現在

令和3年度　豊島区役所　組織図

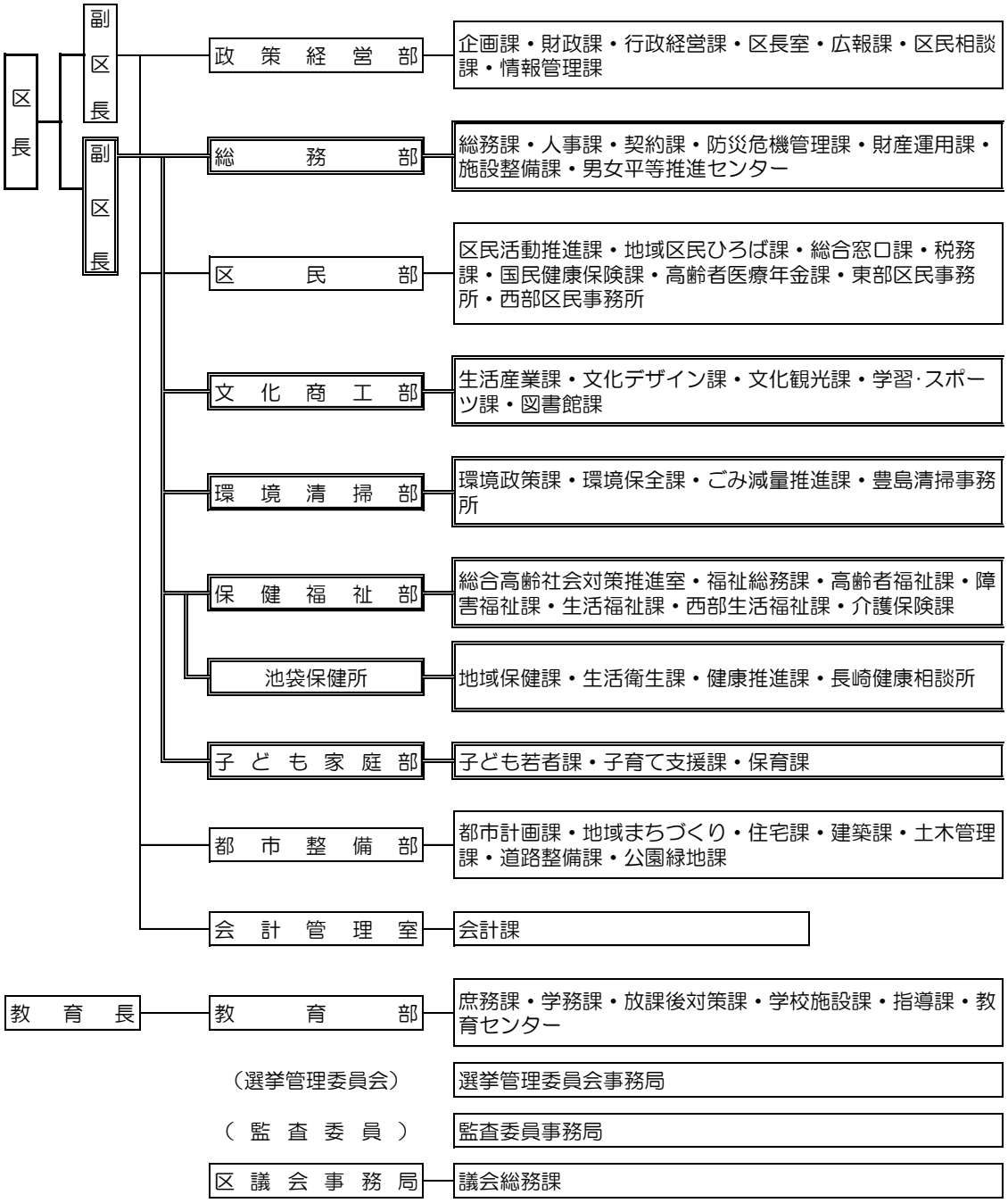

※担当部長及びスタッフ職の記載は省略

2　豊島区の概要

2－1　　豊島区の地勢

【位置】

豊島区は東京 23 区の西北部に位置し、東は文京区、南は新宿区、西は中野区・練馬区、北は板橋区・北区に隣接しています。区の中央部は、東経 139 度 43 分、北緯 35 度 44 分にあたっています。

【地勢】

東西に 6,720 メートル、南北に 3,660 メートルと「ふくろうが羽を広げたかたち」をしており、東京湾の平均海面を水準として、高地が 36 メートル、低地が 8 メートルとおおむね台地状をなしています。

【面積】

面積は 13.01 平方キロメートルで、23 区中 18 番目の広さです。
これは、東京都総面積の 0.595%、区部面積の 2.1%にあたります。

2－2　　事業所名及び代表者

- ❒ 事 業 所 名 ： 豊島区役所本庁舎及び関連施設
- ❒ 代表者氏名 ： 豊島区長　高野 之夫
- ❒ 所　在　地 ： 東京都豊島区南池袋 2-45-1

2－3　　人口及び世帯数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

- ❒ 住民登録　総数　283,595 人
  - 男性　142,042 人
  - 女性　141,553 人
- ❒ うち外国人数　23,943 人
- ❒ 世　帯　数　176,816 世帯

２－４　事業規模

❒ 一般会計規模の推移

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	1,022 億 4,838 万円	1,080 億 8,616 万円	1,113 億 9,599 万円	1,218 億 769 万円	1,167 億 70 万円
歳出決算	1,020 億 7,562 万円	1,295 億 7,938 万円	1,367 億 1,763 万円	1,255 億 4,944 万円	1,172 億 8,633 万円
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
当初予算	1,246 億 4,920 万円	1,498 億 3,786 万円	1,282 億 9,300 万円	1,302 億 2,683 万円	
歳出決算	1,285 億 9,335 万円	1,424 億 5,986 万円	1,504 億 6,830 万円	1,436 億 9,550 万円	

❒ 職員数の推移（単位：人）

職員数/年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全庁	1,970 人	1,973 人	1,970 人	1,971 人	1,970 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
全庁	1,973 人	1,985 人	2,013 人	2,009 人	

２－５　環境管理責任者（令和 4 年 10 月 1 日現在）

環境清掃部長　　橋爪　力

２－６　環境活動レポートの事務局（令和 4 年 10 月 1 日現在）

【事務局長】環境清掃部 環境政策課　岡田　英男
【担 当 者】環境清掃部 環境政策課 調整グループ　石坂、髙橋
【連 絡 先】東京都豊島区南池袋 2-45-1　本庁舎６階
TEL：03－3981－1293 FAX：03-3980-5134

２－７　認証範囲

【認証事業】地方自治行政（学校を除く）
【認証施設】豊島区役所 本庁舎、豊島区役所 東池袋分庁舎、池袋保健所、長崎健康相談所、東部区民事務所、教育センター、南池袋斎場、リサイクルセンター、豊島清掃事務所、公園管理事務所・放置自転車対策事務所、雑司が谷公園、道路工事事務所、雑司が谷旧宣教師館、東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センター、心身障害福祉センター、東部障害支援センター、西部障害支援センター、区立保育園 22 施設、区民ひろば

26 施設、区立図書館５施設、男女平等推進センター、豊島区民センター、としまみどりの防災公園、中池袋公園、池袋西口公園、南池袋公園

２－８　今後の認証範囲拡大予定

令和4年4月1日現在

令和4年度　豊島区エコアクション21認証取得スケジュール

認証取得（予定）年度	認証取得（予定）施設	認証対象組織
平成24年度 【認証済み】	豊島区役所　旧本庁舎 (豊島区東池袋1-18-1)	企画課、財政課、行政経営課、区長室、広報課、ｾｰﾌｺﾐｭﾆﾃｨ推進室、ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ担当課、総務課、人事課、人材育成課、契約課、危機管理担当課長、治安対策担当課長、財産運用課、施設課、庁舎建設室、施設計画課、庁舎建築担当課、区民課、税務課、国民健康保険課、高齢者医療年金課、障害者福祉課、生活福祉課、子ども課、子育て支援課、保育園課、住宅課、道路管理課、道路整備課、交通対策課、公園緑地課、会計課、教育総務課、学校運営課、学校施設課、教育指導課、議会総務課、環境課、環境政策課、資源循環課
平成26年度 【認証済み】	豊島区役所　旧別館 (豊島区東池袋1-39-2)	福祉総務課、高齢者福祉課、介護保険課、中央保健福祉センター
	区民センター	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
	生活産業プラザ	情報管理課、防災課、防災計画担当課長、生活産業課
平成27年度 【認証済み】	豊島区役所本庁舎 (豊島区南池袋2-45-1) ※旧グレースロータリー ビル庁舎が認証対象	区民活動推進課、地域区民ひろば課、文化ﾃﾞｻﾞｲﾝ課、文化観光課、学習･ｽﾎﾟｰﾂ課、都市計画課、副都心再生担当課、拠点まちづくり担当課、地域まちづくり課、沿道まちづくり担当課、ﾏﾝｼｮﾝ担当課、建築課、建築審査担当課
平成28年度 【認証済み】	池袋保健所	地域保健課、生活衛生課、健康推進課
	東部区民事務所	東部区民事務所
	西部障害支援センター	西部生活福祉課
	教育センター	教育センター
	その他の施設	南池袋斎場、保育園(22施設)、区民ひろば(26施設)、図書館(5施設)、雑司が谷旧宣教師館、豊島清掃事務所、長崎健康相談所、子ども家庭支援ｾﾝﾀｰ(2施設)、公園管理事務所(放置自転車対策事務所)、道路工事事務所、心身障害者福祉ｾﾝﾀｰ、東部障害支援ｾﾝﾀｰ
平成29年度 【認証済み】	男女平等推進センター	男女平等推進センター
令和2年度 【認証済み】	その他の施設	リサイクルセンター 雑司が谷公園
令和3年度 【認証済み】	その他の施設	としま区民センター、としまみどりの防災公園、中池袋公園、池袋西口公園、南池袋公園
令和4年度 【認証予定】	西部区民事務所	西部区民事務所
	駒込福祉作業所	駒込福祉作業所

※　認証取得済み施設名および取組み対象部署名は認証取得年度現在のものです。
※　認証を取得した施設においても、増改築等の後に改めて認証を取得する場合があります。

3　実施体制

豊島区のエコアクション２１に基づく環境マネジメントシステムの取組みは、「エコアクション２１　豊島区役所環境マネジメントシステム」に基づき、環境配慮率先行動等を実施しています。

実施体制図及び各自の役割については、次のとおりです。

【実施体制】

※「豊島区 エコアクション21実施体制」とは別に、環境の保全に関することや区の率先行動に関すること等について決定するため、「豊島区環境都市づくり推進本部設置要綱(平成23.12月清掃環境部長決定)」に基づき、「豊島区環境都市づくり推進本部」が設置されている。

【各自の役割】

(ｱ)環境最高責任者：区長

- エコアクション２１に係る代表責任者
- 環境管理責任者の任命
- 「豊島区役所 環境方針」の策定及び検討
- 「豊島区役所 EMS」全体の評価と見直し

(ｲ)環境管理責任者：環境清掃部長

- 「豊島区役所 ＥＭＳ」の構築、周知、運用及び維持に関する実務上の責任者
- 環境最高責任者への報告

(ｳ)エコアクション２１事務局：環境政策課

- 「豊島区役所 ＥＭＳ」の推進及び見直し
- 光熱水使用量などの環境負荷の取りまとめ
- 環境に関する研修の実施
- エコアクション２１内部監査委員の任命
- その他エコアクション２１に係る事務処理

(ｴ)環境管理推進統括者：各部長

- 部内における環境に関する管理統括者
- 部の環境方針の策定

(ｵ)環境管理推進責任者：各課長

- 課内における環境に関する管理責任者
- 課の環境目標の策定
- 環境管理推進員の任命

(ｶ)環境管理推進員：各課長が任命した１名以上の正規職員（再任用短時間・会計年度任用職員を除く）

- 課内における光熱水使用量など環境負荷の把握及び事務局への報告
- 各課環境目標の達成に向けた環境活動の取組みの推進者
- エコアクション２１内部監査委員（事務局より指名された場合）
- その他、事務局との連絡担当（是正報告など含む）

(ｷ) (ｱ)～(ｶ)以外の全職員（再任用短時間・会計年度任用・委託・派遣職員含む）

- 各課環境目標の達成に向けた環境活動の取組み

4　環境活動

4－1　　環境目標

平成 27 年度は、本庁舎が５月に移転し旧庁舎とは建物の規模が大きく異なること、平成 28 年度は、27 年度の運用月が１か月少ないなど正確な基準を定めることができないことから、指標項目別の削減目標を設定しておりませんでした。

平成 29 年度からは、29 年３月に改訂した「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（計画期間：平成 29 年度～令和５年度）で削減目標値を設定し、環境負荷の低減に努めてきました。

【エネルギー源別温室効果ガス削減目標】

	基準年※1	単年度目標						
指標項目（単位）	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
温室効果ガス排出量（t-CO2）	4,686	-4.8%	-7.2%	-9.6%	-12.0%	-14.4%	-16.8%	-19.3%
電気使用量	2,629	-5.0%	-7.5%	-10.0%	-12.5%	-15.0%	-17.5%	-19.5%
都市ガス使用量	950	-5.0%	-7.5%	-10.0%	-12.5%	-15.0%	-17.5%	-19.5%
熱供給使用量	866	-5.0%	-7.5%	-10.0%	-12.5%	-15.0%	-17.5%	-19.5%
自動車燃料使用量 ※2	241	-2.0%	-3.0%	-4.0%	-5.0%	-6.0%	-7.0%	-8.0%
廃棄物排出量 事業系一般廃棄物（kg）	379,771	-0.9%	-1.9%	-2.8%	-3.7%	-4.7%	-5.6%	-6.5%
リサイクル率（%）	41%	41.7%	42.4%	43.1%	43.7%	44.4%	45.1%	45.8%
上水使用量（㎥）	108,487	-2.8%	-4.2%	-5.6%	-7.0%	-8.4%	-9.8%	-11.2%
紙使用量（kg）	56,267	-2.8%	-4.2%	-5.6%	-7.0%	-8.4%	-9.8%	-11.2%

※1 基準年の数値は、平成28年度末時点に認証を取得している施設の平成27年度の数値の合計
※2 燃料使用量はガソリン、軽油、LPG（液化石油ガス）、CNG（天然ガス）の4種類の合計

✧　電力についての二酸化炭素排出係数は、環境省が公表する「電気事業者別排出係数」を参照。

A 社…0.441 kg-CO2/kwh
B 社…0.261 kg-CO2/kwh
C 社…0.047 kg-CO2/kwh
D 社・E 社…0.000 kg-CO2/kwh

４－２　環境活動計画及び実績表（総合評価）

職員一人ひとりが意識をもって行動するため、全庁的な取組事項を定めました。この環境活動計画に基づき行動し、その取組状況を各職場で毎月評価を行ないました。

◎：よくできた(90%以上)、○：できた(70%以上)、△：不十分(60%未満)

4-2　令和３年度　環境活動計画及び実績表（総合評価）				
職員の取組み	CO2削減行動・省エネ行動	1 プラスチック削減の取組み	86%	○
		2 空調の取組み	97%	◎
		3 照明の取組み	96%	◎
		4 OA機器の取組み	92%	○
		5 職員体制	88%	◎
		6 電気使用量削減に関するその他の取組み	93%	○
		7 低公害車の選定	100%	◎
		8 適正な運転等による自動車燃料の削減	96%	◎
	省資源のための取組み	1 紙使用量の削減	91%	◎
		2 水使用量の抑制	89%	◎
	その他環境配慮のための取組み	1 グリーン購入（購入時）	95%	◎
		2 グリーン購入（使用時）		
		3 グリーン購入（不要時）		
		4 廃棄物排出量の削減	95%	◎
施設管理者の取組み	CO2削減行動・省エネ行動	1 空調の取組み	96%	◎
		2 照明の取組み	97%	◎
		3 OA機器の取組み	87%	○
		4 職員体制	97%	◎
		5 電気使用量削減に関するその他の取組み	94%	◎
	省資源のための取組み	水使用量の抑制	79%	◎
	その他環境配慮のための取組み	廃棄物排出量の削減	100%	◎

４－３　令和3年度の取組実績と評価

○：目標を達成した　△：削減できたが目標を達成できなかった　×：削減できなかった

二酸化炭素排出量

（t -CO_2）	基準年（H27）	目標値（削減率）	R3実績（削減率）	評価
電気	2,629	2,235 （△15.0%）	1,715 （△34.7%）	○
ガス	950	808 （△15.0%）	783 （△17.6%）	○
熱供給	866	736 （△15.0%）	1,155 （33.3%）	×
その他（自動車燃料等）	241	227 （△6.0%）	158 （△34.4%）	○
合計	4,686	4,011 （△14.4%）	3,811 （△18.7%）	○

電気は基準年に比べ 34.7%と大幅に削減しました。これは、体育館や福祉施設などの施設が使用する電気をCO_2排出量の少ない新電力へ切り替えたことが要因となっています。

熱供給は、主に使用している本庁舎での空調使用時において、換気を徹底したことで使用量が増加したこと、また、としま区民センターが認証施設となったことから使用量が増加し、目標を達成することが出来ませんでした。

【 電 気 】本庁舎では LED 照明や人感センサーなど最新設備を積極的に導入しています。また出先施設も含め、消灯等の省エネに取り組んでいます。

【 ガ ス 】本庁舎はオール電化です。

【熱供給】主に本庁舎と、としま区民センターの空調で使用しているため、会議室など個別空調の設定温度の周知を徹底し、削減に努めています。

【自動車燃料】低公害・低燃費車の導入やエコドライブを推進するよう啓発を行っています。

水使用量

（㎥）	基準年（H27）	目標値（削減率）	R3実績（削減率）	評価
上水	108,487	99,374 （△8.4%）	113,178 （0.4%）	×

本庁舎では、雨水や上水などをポンプで庁舎全体に循環させる水循環システムを導入して節水を行っています。また「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の別冊「豊島区役所 CO_2 排出量削減への取組み」の中で、省資源のための取組みの一つとして水使用量の抑制を心掛けています。職員だけでなく、施設利用者へも節水を周知していますが、新型コロナウイルス感染症により閉館していた施設が、通常業務に戻った等で、使用量が増加し、目標を達成できませんでした。

◇本庁舎の水に係る環境配慮技術

本庁舎では、水循環システムを導入しています。「豊島の森」「グリーンテラス」を流れる小川の水循環システムには、雨水を利用しています。建物に降った雨水と小川の循環水は建物の地下ピットに貯えられ、昼夜間又は季節間の温度変化の小さい特性を活用して、循環水の温度上昇や温度低下を防ぎます。水循環のろ過装置は、地下３階の機械室と10階の「豊島の森」に設置しています。これらによって、池や水槽では、めだかやどじょうといった小生物の育成が可能となっています。

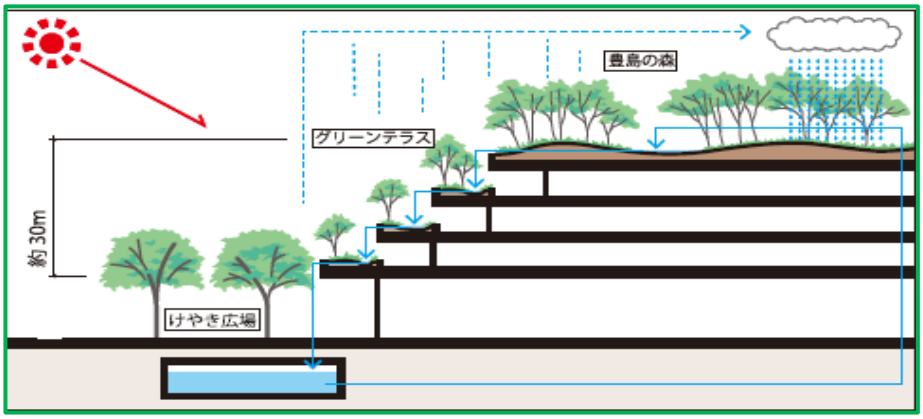

紙使用量

（kg）	基準年（H27）	目標値（削減率）	R3実績（削減率）	評価
コピー用紙購入量	56,267	51,541 （△8.4%）	78,497 （39.5%）	×
グリーン購入率	91%	100%	96.7%	△

本庁舎では、紙の購入管理を一括にしており、またＮアップ印刷やペーパーレス会議を推進し、毎月各課で印刷した枚数を把握し周知をしています。令和３年度のコピー用紙購入量は増加しましたが、グリーン購入の取組みは定着してきており、購入率は 96.7%となりました。今後は、紙使用量削減における取組み周知にさらに力を入れるとともに、グリーン購入率100%を目指していきます。

廃棄物排出量

		基準年（H27）	目標値（削減率）	R3実績（削減率）	評価
事業系 一般廃棄物	排出量（kg）	379,771	361,922 （△4.7%）	286,634 （△24.5%）	○
	うちリサイクル率（%）	41%	44.4%	42.0%	×
産業廃棄物	排出量（kg）	487,662	464,742 （△4.7%）	489,365 （0.03%）	×

※産業廃棄物の排出量については、庁舎移転等の関係で平成 27・28 年度は排出量が増大したため、基準年を平成 29 年度としています。

事業系一般廃棄物について、本庁舎では、ごみの捨て方や分別方法を具体的に分かりやすく掲示し、また紙資源については分別 BOX を活用し、分別を徹底しています。事業系一般廃棄物は削減率が△24.5%と目標を達成し、出先施設を含めたリサイクル率は 42.0%となりました。今後もさらなるリサイクル率向上と排出量の削減に向けて取り組んでいきます。

産業廃棄物については、毎年増減を繰り返しており、今後は着実に減少させていくことが課題となっています。

４－４　環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

豊島区役所において、環境関連法規の遵守状況を確認及び評価した結果、問題となることはありませんでした。主な法規制は、下記のとおりです。また、環境関連法規の違反、関係当局より違反等の指摘および訴訟はありませんでした。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法／廃棄物処理法）
・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
・悪臭防止法

４－５　地域の環境の保全・創造に向けた取組み

本区では、地域の環境保全等に向け様々な取組みを行っています。一例として、フードドライブの常設窓口を４箇所設置し、令和３年度は 7,422 個、1,673 ㎏の食品を集めました。集めた食品は区内の必要とする団体等にお渡しすることで、余った食品が区内を循環して必要な方の手に渡る「区内循環型フードドライブ（豊島区方式）」として、食品ロス削減の一助となっています。

４－６　今後の展望

本区は、令和２年７月、内閣府より、ＳＤＧｓへの取組みを行う自治体として「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。また、令和３年２月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

これらを踏まえ、「環境負荷の低減と都市の活力が両立する高密都市」の実現に向け、自らが地域の一事業者として、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全などの環境課題に積極的に取組んでいきます。

5　環境負荷のさらなる低減のために

令和３年度における、豊島区環境マネジメントシステムの取組みに対する区長の評価と今後の方向性は次のとおりです。

５－１　取組み状況の評価

豊島区役所では、「エコアクション２１　豊島区環境マネジメントシステム」を用いて、出先施設も含めた全職員に対し、環境方針及び環境負荷低減のための取組みについて周知徹底を図っています。平成 27 年５月に庁舎が移転して、環境負荷低減のためのごみの分別やペーパーレス化などの様々な運用が変わってから約６年間取り組んできましたが、着実に定着してきているものもあれば、そうでないものもあります。

また、「第三次豊島区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では CO_2 排出量の削減目標を定めています。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための換気等による影響で、昨年に比べて削減量が減少しましたが、基準年と比べ 18.7%削減することができました。今後も、日本一の高密都市として、まちの活力を維持しながら低炭素社会に向けた取組みを率先して推進し、環境への負荷を最大限減らす都市を目指してまいります。

５－２　数値目標の見直し

平成 29 年３月に「第三次 豊島区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改訂し、数値目標を見直しています。数値目標は年々厳しくなっていますが、継続的な職員の環境配慮行動により、令和３年度は温室効果ガス排出量を平成 27 年度と比較し 18.7%削減することができました。今後もより一層 CO_2 削減・省エネ行動に取り組んでまいります。

平成 27 年度比で令和５年度までに CO_2 排出量を 19.3%以上（12,885t-CO_2）削減する

※基準年度は、比較しやすいよう庁舎が移転した平成 27 年度としています。

豊島区　エコアクション２１
令和３年度環境活動レポート

令和 4 年 10 月

発行　　豊島区　環境清掃部　環境政策課
〒171-8422　豊島区南池袋 2-45-1
TEL　03-3981-1111（代表）